

## スノーボード競技施設公認規程

第1条 この規程は、競技本部規程第1条第7号に基づき、施設公認手続きに関することを定める。

- 2 全日本選手権大会とそれに準ずる競技会及び本連盟公認競技会に使用する競技コース（ハーフパイプ、スノーボードクロス、スロープスタイル、ビッグエアーは除く。）は、本連盟の公認したものでなければならない。特別な場合、本連盟あるいは競技ジュリーが例外及び技術的な資料や要求の逸脱を認める場合がある。

第2条 競技コースの公認を求めるときは、次の各号に掲げる書類を整え、加盟団体を通じて、本連盟会長に提出するとともに本連盟スノーボード部技術運営委員会（以下「技術運営委員会」という。）の審査を受けなければならない。

- (1) 公認申請書
- (2) 位置図 （縮尺 1／50,000）
- (3) 平面図 （縮尺 1／500）
- (4) 縦断面図 （縮尺 1／500）
- (5) 横断面図 （縮尺 1／500）

第3条 公認申請のあった場合、技術運営委員会が現地調査を行い、その報告に基づき、担当部会並びに公認委員会で判定の上、理事会が承認する。ただし、調査に必要な経費は、申請者の負担とする。

第4条 公認が決定した後、公認料を各種目ごと各種公認・登録等料金一覧表のとおり納入しなければならない。

第5条 施設の公認申請の受付は、毎年7月31日までとし、その有効期間は、毎年10月1日から翌年の9月末日までとし、公認を継続する場合は、毎年同時期に更新手続きを行い審査を受ける。ただし、5年に1回は技術運営委員会が第3条と同様に現地調査を行う。

- 2 年次登録料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおりとする。ただし、更新中断の場合は、新規の公認申請として取扱うものとする。
- 3 継続更新の場合は、施設・コースに変更がないときは、第2条第1項第2号から第5号までの添付書類は省略することができる。

第6条 公認競技コースに必要な条件は、競技規則に示したほか次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各種目共通に必要な事項
  - ① 競技会開催コース・施設の整備力、宿舎など全日本選手権大会とそれに準ずる競技会は、公認競技会開催に必要な各条件を備え、必要な人員の確保が可能であること。
  - ② コースの大部分にリフト等の機械力を有し、競技会等に際し、役員選手を優先的に輸送できる協力が得られること。
  - ③ コース会場全般に行きわたるような放送施設を有し、競技用音楽の音楽装置を設置するスペースと電源を確保できること。
  - ④ スタート及びゴール付近に運営上必要な小屋、選手控室、便所等の施設を設けられること。
  - ⑤ 怪我人を収容する救護用器具及び救急体制を整え、近くに病院等医療施設があること。

と。

- ⑥ コースサイド及びゴールには、危険を防止するための防護設備が設けられていること。
- ⑦ 各競技コースとも、必要なスタートエリア及びフィニッシュエリアを設ける。

第7条 スラローム種目の公認を得た場合は、パラレル種目（PSL、PGS）についても公認されたものとみなす。

第8条 既に公認されている施設・コースは、公認期間の満了と同時にその効力を失うものとし、必要な場合は、本規程により新たに公認を受けなければならない。

第9条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正